

# 船舶安全法施行規則第 1 条第 11 項の水域を定める告示 の一部改正について

平成 22 年 3 月  
安全基準課

## 1. 経緯

船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 4 条の規定により、船舶には、その航行する水域に応じて必要な無線電信等を施設しなければならないこととなっており、当該無線電信等に係る水域は、船舶安全法施行規則（昭和 39 年運輸省令第 41 号）第 1 条第 10 項から第 13 項において、各々 A1 水域から A4 水域として定義され、具体的な水域は告示で定められている。

今般、海上保安庁より、MF 無線電話等の通信業務を行っている名瀬送受信所の受信機能を電波環境の良好な地点に移転し、これにより、別添のとおり現在定めている A2 水域の一部が広がる旨の連絡があった。

このため、A2 水域を定めている「船舶安全法施行規則第 1 条第 11 項の水域を定める告示（平成 4 年運輸省告示第 49 号）」の改正を行うこととする。

## 2. 改正告示の概要

船舶安全法施行規則第 1 条第 11 項の水域を定める告示第 20 号にかかる水域について、その中心とする地点を変更すると共に、当該水域の半径を 100 海里から 150 海里に拡大する。

## 3. 改正告示の公布・施行日

公 布：平成 22 年 3 月 1 日（海上保安庁告示と同日）

施 行：平成 22 年 3 月 31 日（海上保安庁告示と同日）

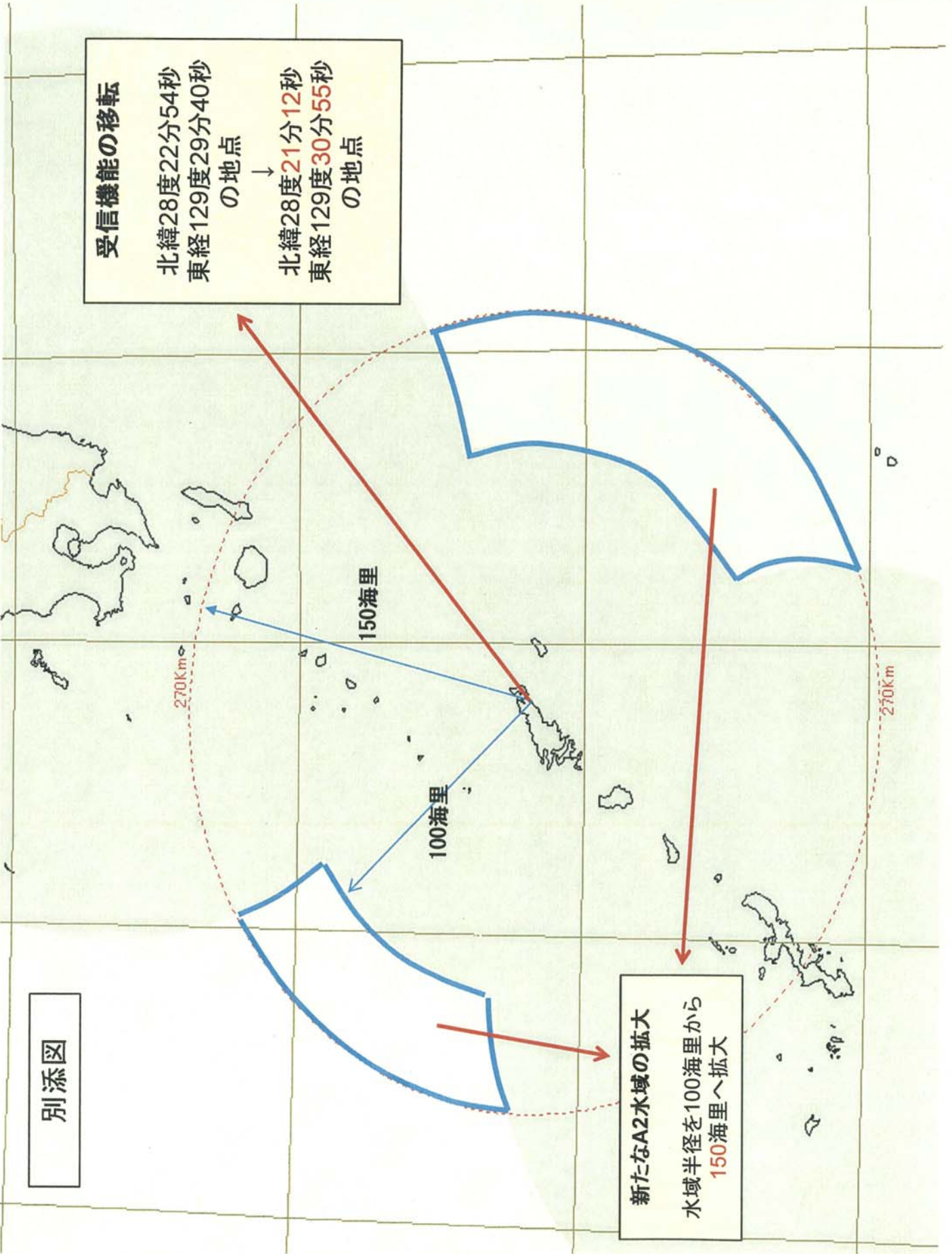
別添図

受信機能の移転

北緯28度22分54秒  
東経129度29分40秒  
の地点



北緯28度21分12秒  
東経129度30分55秒  
の地点



新たなA2水域の拡大

水域半径を100海里から  
150海里へ拡大

○国土交通省告示第百二十三号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第十一項の規定に基づき、船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月一日

国土交通大臣 前原 誠司

船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示

船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示（平成四年運輸省告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

本文中「(第二十号に掲げる地点にあつては、百海里)」を削り、第二十号中「北緯二十八度二十二分五十四秒東経百二十九度二十九分四十秒」を「北緯二十八度二十一分十二秒東経百二十九度三十分五十五秒」に改める。

附 則

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示案新旧対照条文

○船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示（平成四年一月二十八日運輸省告示第四十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 北緯二十八度二十一分十二秒東経百二十九度三十分五十五秒の地点</p> <p>二十一・二十二（略）</p>	<p>船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里（第二十号に掲げる地点にあつては、百海里）の円内の水域から構成される水域とする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 北緯二十八度二十二分五十四秒東経百二十九度二十九分四十秒の地点</p> <p>二十一・二十二（略）</p>